

# アーチェリー場利用案内

## 利用料金（2時間）

区分		市内(在勤・在学)	その他
貸切利用	一般	800円	1,200円
	学生	400円	600円
一般利用	一般	160円	240円
	学生	80円	120円

※障がい者手帳をお持ちの方は減額措置の対象になります。利用の際には受付に提示してください。  
(詳しくは受付にお問い合わせください。)

## ※超過時間の利用料金

超過時間1時間（1時間未満も1時間とする）につき利用料金の1/2の金額

## 利用時間

9時～17時（事前予約により19時まで）

※利用時間は9時から2時間単位の利用

## 休場日

年末年始・施設点検休場日

※その他市主催行事等で休場する場合があります。

## 利用方法

- ・アーチェリー場を単独で利用する際には認定会を受け、認定証を取得する必要があります。  
(認定会については受付へお問い合わせください。)
- ・アーチェリー場内で使用できる弓についてはリカーブボウのみといたします。  
(コンパウンドボウ・ボーガン等は使用できません。)
- ・貸切利用について  
貸切利用とは使用室場を占有利用する事で、公認スポーツコーチ・公認審判員が1名以上いる団体、もしくは認定証を取得している個人に限らせていただきます。  
貸切利用の際は、当日の利用参加者名簿を記入の上、毎回利用前に窓口へ提出してください。提出されない場合は利用できません。
- ・一般利用について  
一般利用とは貸切利用以外で認定証を取得した個人による利用
- ・夜間利用について  
17時～19時における利用については利用日の7日前までの予約に限らせていただきます。
- ・屋外照明について  
屋外照明については近隣の環境に配慮し、11月1日から翌年3月31日までの間で、申請があった場合に点灯可能といたします。

(屋外照明使用料)・・・1時間単位

貸切利用	100円	一般利用	20円
------	------	------	-----

## 認定について

- ・アーチェリー場を単独で利用する際には認定会を受け、認定証を取得する必要があります。
- ・認定会を希望の方は日時の1週間前までに窓口か電話で予約を行ってください。  
(申込みは先着順、各回とも定員になり次第締め切りといたします。)
- ・認定会を受ける際には、所定の申込用紙に必要事項を記入し、窓口へ提出してください。
- ・認定を取得できなかった方が再度認定会を受けれるのは1ヶ月後といたします。(技量向上練習期間のため)
- ・認定証取得後は、利用の際に認定証を窓口へ提示してください。
- ・認定証の有効期間は、発行日より2年間といたします。  
なお、有効期間に関わらず、再審査を行う場合があります。
- ・認定証は他人に譲渡・転貸することは出来ません。変更等があった場合は窓口へ届け出てください。
- ・認定証に虚偽・不正または利用において危険な行為と判断した場合、認定を取消す場合があります。

## 団体登録について

- ・団体登録をするには、所定の登録用紙に記入し、窓口へ提出してください。なお、利用の際に団体責任者となる方は全員公認スポーツコーチ・公認審判員の資格の提示をお願いいたします。
- ・団体登録の際に団体構成員の半数以上が市内の場合は市内団体とし、それ以外を市外団体とします。
- ・団体で貸切使用するには公認スポーツコーチ・公認審判員が1名以上いる団体で、利用時の事故等は団体責任者に責任を負っていただきます。

## 予約について

- ・予約は利用日の市内団体は2か月前より、市外団体は1か月前より予約を行えます。
- ・予約の変更取消し・変更があった場合、利用日の14日前までに窓口へ許可書を持って届出てください。取消しの場合半額返金いたします、それ以降の返金の対応はいたしません。  
14日以降の申し出はキャンセル扱いとさせていただきます。
- ・17時以降の利用については利用日の7日前までに予約をしてください。
- ・窓口にて申請書に必要事項を記入し予約を行い、利用料金をお支払いください。
- ・予約完了後、窓口にて許可書を発行いたしますので、利用の際には窓口にて提示してください。

## 注意事項

- ・事故(矢が場外に出る・矢の紛失・ネットへ刺さる等)があった場合には、直ちに窓口へ経緯・状況を報告してください。報告を怠った場合利用の取消しを行う事があります。  
また、矢が場外に出る・矢の紛失があった場合認定の取消を行うことがあります。認定取り消し後1年間は再度認定試験を受けることができません。
- ・利用許可の無い施設及び器具等は使用できません。
- ・物品の販売その他営利を目的とする行為はできません。
- ・利用者が施設付属設備及び器具等を損傷し若しくは紛失したとき又は原状回復の義務を怠った場合は損害を賠償していただきます。
- ・政治・宗教の普及、その他これらに属する行為はできません。
- ・駐車場内での事故についての責任は負えません。
- ・その他係員の指示に従ってください。